

議題（２）地域自治について

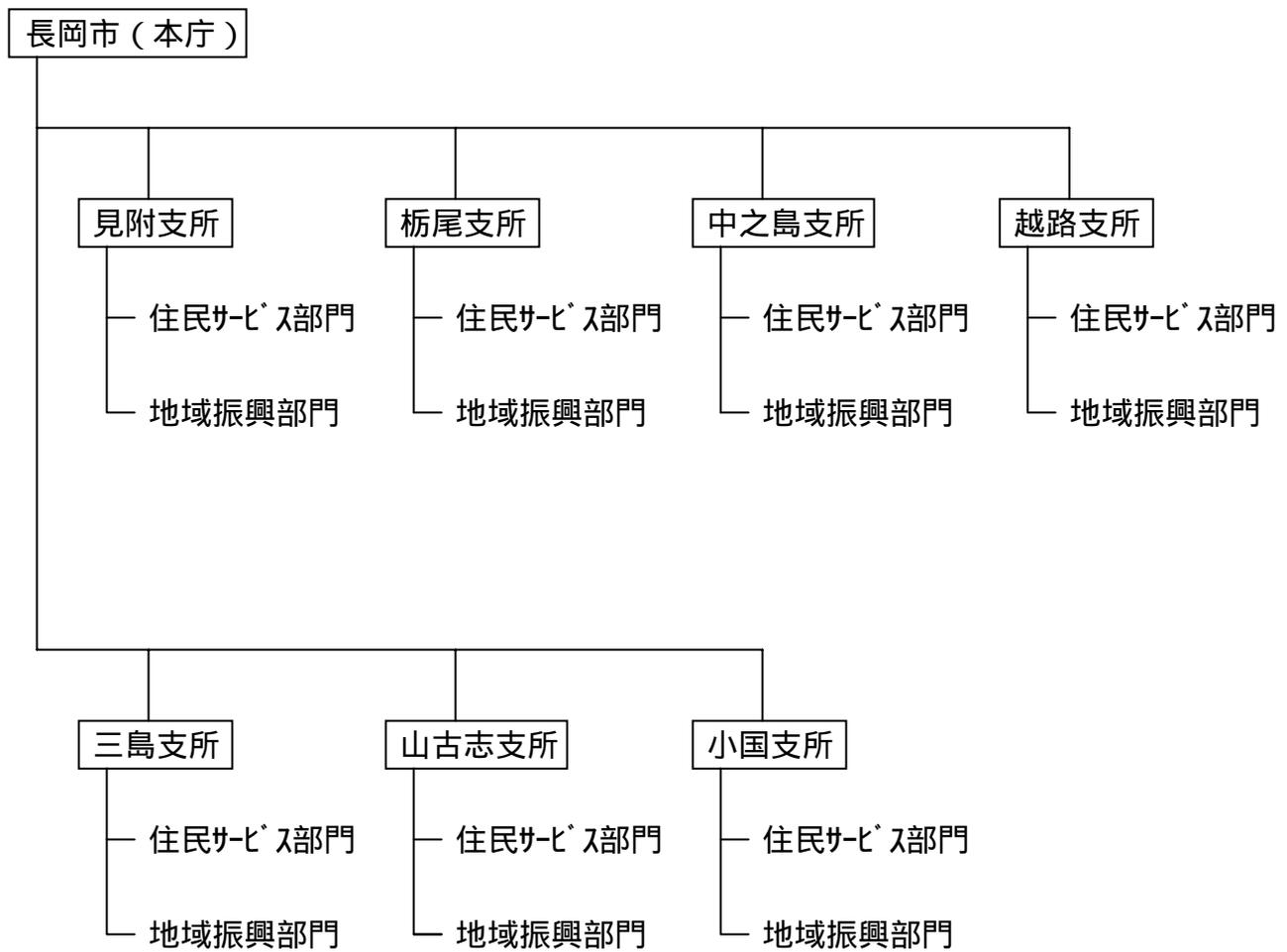
- ・資料１ 各支所で行いたい地域固有業務一覧
- ・資料２ 支所の組織図（案）
- ・資料３ 地域委員会（仮称）について
- ・資料４ 地域自治イメージ図（案）

資料1 各支所で行いたい地域固有業務一覧

	産 業 ・ 観 光	福 祉	除 雪 ・ 土 木	コミュニティ ・ 教 育
見附市	地域地場産業振興アクションプラン支援事業補助金	いきいき健康づくり事業費	快適空間づくり事業費(道路公園緑化)	市民交流センター事業
	見附まつり補助金	病院事業会計繰出金	融雪施設整備	青少年育成センター費
	産業まつり補助金	敬老会		文化ホール自主事業委託料
	観光物産協会補助金			文化振興事業費
	水田農業経営確立対策事業費			公民館自主事業費
	水道料金逡減対策補助金			スポーツほう賞制度
				文化ほう賞制度
栃尾市	織物産地振興支援事業	敬老会	除雪体制の確保	窓口の時間延長、休日開設事務
	観光振興、誘客事業		流雪溝整備・運営管理支援	町内会行政事務取扱い報償金支給
	農業まつり		克雪住宅整備補助事業	生活交通確保対策運行補助事業
	観光施設等管理運営支援			ふるさとづくり推進補助事業
	土地改良区の農業振興			国際交流事業
				遠距離通学者支援事業
				区長会事業補助
				空地・宅地情報提供事業
中之島町	産業まつり補助金	敬老会	融雪施設整備事業	公民館自主事業
	夏まつり事業補助金			つくろう塾
	東京中之島会交流事業			乗車券類簡易委託販売業務委託
	地域とも補償園芸振興補助金			衛生害虫駆除業務
	代償用水路維持管理費契約負担金			自転車通学生徒ヘルメット購入費助成
	大竹邸共有財産維持管理費負担金			コシヒカリ学校給食負担金
	入澤記念庭園管理			生活交通確保対策運行補助事業
				事務嘱託員設置事業
越路町	酒造従業員組合補助金	敬老会	道路維持一般経費	町内会事務委託料
	イベント委託料		道路除雪経費	町内バス運行補助費
	ほたる保護活動費支援		消雪施設整備関係事業	各種大会事業(町民 大会)
	観光協会補助金			中学生海外派遣事業
	とも補償事業補助金			国際交流員賃金
	ふるさと越路会			各種団体補助金
				地域遺産保存整備等活動助成金
			公民館活動費	

	産 業 ・ 観 光	福 祉	除 雪 ・ 土 木	コミュニティ ・ 教 育
三島町	全日本丸太早切り大会補助金	敬老会	道路維持管理事業	行政事務委託
	三島まつり補助金		道路機械除雪事業	路線バス乗り入れ協力金
	産業まつり補助金		消雪パイプ光熱水費	放課後児童健全育成事業
	首都圏みしま会交流事業		消雪パイプ維持管理委託	駅伝大会
	地産地消推進事業		合併処理浄化槽維持管理事業	その他のイベント等
	とも補償推進事業			地区コミュニティ育成支援事業
				三島地区コミュニティ連絡協議会運営事業
				地域づくり推進事業
				同報系防災無線の活用
				大字公民館活動助成金
			町文化協会補助金	
			公民館事業	
			交通安全対策関係事業	
			西山連峰マラソン大会補助金	
山古志村	牛の角突き	敬老会	除雪対策	福祉バス(代替路線バス)
	古志の火まつり		除雪ステーションの設置	公民館活動
	棚田保全		隊員の確保管理	社会教育活動
	錦鯉産業振興		機械器具の確保整備	社会体育活動
			合併処理浄化槽建設・維持管理事業	中学生海外派遣研修
				国際交流員
小国町	もちひとまつりの開催	福祉のつどい	消雪パイプ事業	ヨウ素剤配備の助成
	おぐにまつり関係事業	福祉住宅整備貸付金利子補給事業	冬期集落保安要員設置対策事業	事務嘱託員設置事業
	イチョウ団地保育事業	敬老会		生活交通確保対策事業(生活路線バス)
	公的分収林整備促進事業(造林地保育)	米寿のお祝い		集落ふれあい人づくり事業
		白寿のお祝い		ふれあい推進協議会補助
				1集落1事業補助
				集落計画作成事業支援
			愛蔵書センター	

資料2 支所の組織図(案)



資料3 地域委員会（仮称）について

1 設置

長岡市以外の旧市町村単位に、地域委員会（仮称）を設置する。

2 任務

地域委員会（仮称）は、次のことを行う。

- （1）当該地域のまちづくりに係る提案
- （2）ふるさと創生基金（仮称）を活用したまちづくりの推進
- （3）当該地域に係る各種計画策定・変更の協議
- （4）当該地域に係る施策の協議
- （5）支所で行う地域固有業務の検討
- （6）その他市長が認めるもの

3 委員

委員の選任及び委員数は、地域の実情に応じて定めるものとする。

4 任期

委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 設置期間

地域委員会（仮称）の設置期間は、合併の日から概ね10年間とする。

資料4 地域自治イメージ図(案)

